

答申第 664 号

平成 29 年 12 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 31 日付けで諮問された特定地権者連絡会に関する文書不存在的の  
件（諮問第 755 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定地権者連絡会に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年5月10日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定地権者連絡会に関する文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年5月24日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年6月9日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書がどのような文書であるか記載がなく、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第9条に規定する保存期間のどの区分により公開拒否したのか、あるいは、廃棄したのか滅失したのか要因も示さず、理由付記の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしい。
- (2) 条例第10条第3項は、原処分の「公開を拒む理由」について、「単に根拠を示すだけでなくいかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載する必要がある」との要件があり、本件処分の理由付記はこの要件を満たさないもので違法と言わざるを得ない。
- (3) 特定の地権者連絡会の発起人は実施機関であり、当連絡会はまだ解散をしていないことから、本件対象文書の公開を求める。

## 4 実施機関（産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、お

おむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の存否について

実施機関と実施機関が誘致活動を行った特定企業の間において交わされた特定日付け確認書には、当該特定企業が立地予定の地域のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、当該特定企業及び関係機関が十分な調整を図ることなどが定められている。実施機関は、当該確認書に基づき、平成19年度から22年度までの間及び平成25年度に開催された特定の地権者連絡会にオブザーバーとして参加していた。

本件対象文書として想定されるのは、実施機関が当該地権者連絡会にオブザーバーとして参加した際に取得した当該地権者連絡会の資料及びその結果を復命したもの（以下「本件復命」と総称する。）である。

本件復命については、規則第4条第4項に規定するファイル基準表において、「復命」に分類し、同第9条の規定に基づき保存期間を1年と定めて保存及び管理を行っていた。

このことから、本件対象文書については、規則に基づき1年の保存期間満了に伴い、それぞれ廃棄したものと認められるため、公開拒否決定をしたものである。

なお、本件対象文書の検索にあたっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についても、くまなく検索を行ったが、存在しなかった。また、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。

(2) その他

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張するが、本件処分に当たっては、「保存期間が満了したため」と本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、この点に不備はない。

## 5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関は、文書の作成又は取得があった場合であっても、本件対象文書の保存期間満了による廃棄を理由として不存在である旨説明しているため、

以下、この点について検討する。

イ 当審査会が確認したところ、保存期間を1年とした行政文書（以下「1年保存文書」という。）については、本庁機関にあっては、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項並びに同条例施行規則第1条第3項の規定に基づき、神奈川県職員の職の設置等に関する規則第3条第1項に規定する室長又は課長（以下「課長等」という。）が、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別し、その余については速やかに廃棄することを専決するとされている。そして、課長等が歴史資料として選別した文書については、規則第15条第1項の規定に基づき神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の館長に引き渡すこととされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した1年保存文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

ウ そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書は、実施機関がオブザーバーとして参加していた特定の地権者連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に作成し又は取得した文書であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が1年となることが認められる。

そして、前記のとおり、保存期間を満了した1年保存文書については、歴史資料として重要なものを選別の上公文書館に引き渡すか廃棄することにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、廃棄済みのため不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。

## (2) その他

審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、

これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が不存在である場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要がある、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。

これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、保存期間が満了したためと記載しており、本件対象文書が廃棄又は行政文書性を欠くことが想定されうることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備とまではいえないものの、理由付記の趣旨にかんがみれば、本件対象文書の保存期間や、保存期間満了後廃棄又は公文書館への引渡しのいずれが行われたかなどについても具体的に明記することが望まれる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                    | 処 理 内 容                                     |
|--------------------------|---|
| 平成 29 年 7 月 31 日         | ○ 諮問  |
| 10 月 25 日<br>(第 177 回部会) | ○ 審議  |
| 11 月 8 日                 | ○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に<br>基づき提出された資料を収受 |
| 11 月 29 日<br>(第 178 回部会) | ○ 審議  |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 現 職               | 備 考              |
|---------|-------------------|------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院准教授      | 部 会 員            |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会）     | 部 会 員            |
| 入 江 直 子 | 元 神 奈 川 大 学 教 授   | 部 会 員            |
| 柿 崎 環   | 明 治 大 学 教 授       |                  |
| 金 子 正 史 | 元同志社大学大学院教授       | 会 長<br>(部会長を兼ねる) |
| 交 告 尚 史 | 法 政 大 学 大 学 院 教 授 | 会長職務代理者          |
| 遠 矢 登   | 弁護士（神奈川県弁護士会）     |                  |

(平成 29 年 12 月 8 日現在) (五十音順)